

Cupertino Union 学区 一定不満/抗告訴え手順 公告

学区役員政策で定められた、一定不満/抗告訴え手順は民族、宗教、性別(性的いやがらせも含める)、皮膚色、心身障害、又は州ないし国の法律違反、児童監護そして養成プログラム、児童栄養及び特別教育プログラムに関しての不法差別を対象とする。上記不法差別に関しての不満/抗告訴え出す可能期間はその不法差別と思われる事件が目撃されるか、又は、そういう情報が入ってから 6ヶ月以内とされる。もし、不満/抗告訴えを書面で提出出来なければ、学区係員からの手助けが可能である。学区は不満/抗告訴えには反撃せず、不満/抗告訴えの申告者の身元は極秘とする。

Director of Instruction、Pupil Service、がコンプライアンス責任者として指名され、不満/抗告訴えを受け入れ、その事情を取り調べる責任を義務付けられている。取調べ調査中は関係者及びその事情内容は全部極秘扱いとする。最終判定書は訴えが学区に受け入れられてから60日以内(週末を除く)に申告者に書面で返答をする。

一定不満/抗告訴え手順

- 第1. **不満/抗告訴え** — 不満/抗告訴えは上記された不法差別の疑い又は事件が起ってから 6ヶ月以内に訴え出なければならない。
- 第2. **和解** — コンプライアンス責任者は不満/抗告訴えを受け入れ後、3日以内(週末を除く)に和解が可能か否かを検討する。
- 第3. **不満/抗告訴えの調査** — コンプライアンス責任者は不満/抗告訴えを受け入れ後、5日以内(週末を除く)に和解検討の結果に基づいて、必要であれば調査を開始する。
- 第4. **コンプライアンス責任者の判定** — コンプライアンス責任者は不満/抗告訴えを受け入れ後、40日以内(週末を除く)に調査結果とその判定レポートを申告者に書面で返答をしなければならない。そのレポートには次の事項が含まれている。
 - 1) 調査の結果及び不満/抗告訴えの処理。必要であれば実行された矯正内容。
 - 2) 上記処理の説明。
 - 3) 教育委員会及びカリフォルニア教育省に申告者が持つ控訴権の説明。
- 第5. **教育委員会への控訴** — コンプライアンス責任者の判定が不満足の場合、申告者は教育委員会へ 5日以内(週末を除く)に書面で控訴をする事が可能である。
- 第6. **教育委員会の判定** — コンプライアンス責任者は教育委員会の判定を適時に申告者に報告する。この手続き及びその処理に必要な合計期間(第1— 6)は60日(週末を除く)とする。
- 第7. **カリフォルニア教育省への控訴** — 教育委員会の判定が不満足の場合、申告者はカリフォルニア教育省へ教育委員会の判定を受け入れた日から15日以内(週末を除く)に書面で控訴をする事が可能である。

学区及びカリフォルニア教育省は管理的矯正(Administrative remedies)を与える。地域、州、又は国の法律相談事務所又は公的ないし個人顧問弁護士を通して市民法に基づいての矯正を求める事も可能である。市民法に基づいての矯正に関する情報/資料はサンタクララ郡弁護士団に取り合わせ入手可能である。住所と電話番号は下記に記す。

Santa Clara Bar Association
4 North Second Street, Suite 400
San Jose, CA 95113
電話:(408) 284-2557

不満/抗告訴え又は他の情報は下記のコンプライアンス責任者まで連絡し入手が可能である。

Director of Instruction、Pupil Services
Cupertino Union School District
10301 Vista Drive
Cupertino, CA 95014
電話:(408) 252-3000、Extension 116